

公布された規則のあらまし

佐賀県民生委員定数条例施行規則の一部改正をする規則（規則第 40 号）

- 1 地域の実情に応じ、佐賀市、鳥栖市、伊万里市及び三養基郡基山町の民生委員の定数を変更することとした。（第 2 条関係）
- 2 この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行することとした。